

第11 個室型店舗に係る防火安全対策

この基準は、条例第40条の2に規定する個室型店舗の出火防止、延焼拡大防止、避難安全確保等について必要な事項を定めたものである。

1 火災予防条例抜粋

(個室型店舗の避難管理)

第40条の2 カラオケボックス、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第2項各号に掲げる店舗その他これらに類するものの遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

2 適用範囲

次に規定する用途及び形態に適合するものが、本条例の適用範囲となるものであること。

(1) 用途

条例の適用となる用途は、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ等となるが、その取り扱いについては次によること。

ア 用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等を総合的に判断して用途を判定する必要があること。

イ 「その他これらに類するもの」には、貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、貸し更衣室又はシャワー室等の個室並びに個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシュミレーター等は含まないものであること。

ウ いわゆる「機能従属」により、他の用途の従属部分としてみなされることとなる消防法施行令別表第1(2)項ニ以外の防火対象物であっても、当該部分の用途及び形態に応じて、本条の規制は適用されるものであること。

エ 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫並びに厨房等は含まれないものであること。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。

(2) 形態

条例の適用となる形態は、次によること。

ア 個室形態を有しているもの

※ ここでいう個室とは、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による固執に準じた閉鎖的なスペース等を含むものであること。

なお、間仕切り等の高さについては、通常個室において使用している状態で、周囲の火災の状況への気づき易さ並びに従業者等の避難誘導時における各個室の確認が容易に行えるものとして、当該高さが概ね1.5m以下のものは、個室として取り扱わないものであること。

イ 個室が、連続して複数設置されているもの

ウ 遊興の用に供する個室の扉が外開き戸であるもの

3 安全対策

(1) 避難安全に関する事項

ア 遊興の用に供する個室の戸は、次によること。

① 自動閉鎖装置が付いていない遊興の用に供する個室の扉に、ドアチェック又はドアクローザー等を設置すること。（ストッパー機能を有していないものに限る。）

② 自動閉鎖装置は付いているがストッパー機能を有している場合には、当該ストッパーを撤去又は調整をする。

イ 各カラオケボックス等内には避難経路図を掲出すること。

ウ 非常の際は音響を速やかに停止し、避難上有効な照明を確保すること。

4 避難上支障がないと認める要件

条例第40条の2ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用については、次によること。

ア 避難通路が、避難上有効に管理されていること。

イ 避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないものとして、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、又は両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれ概ね60cm以上確保できるものであること。

ウ 前(2)を適用する際、ストッパー機能を有する自動閉鎖装置が設けられている場合には、当該ストッパーにより固定されることとなる位置で、有効幅を算定するものであること。